

社会福祉法人すこやか福祉会
すこやか指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人すこやか福祉会が開設する、すこやか指定居宅介護支援事業所（以下「本事業所」という）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態および要支援状態などとなった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが多様な業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することなく公正中立に行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域包括支援センター・他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携を図り、総合的なサービスが受けられるよう努めるものとする。

3 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施すること等の措置を講ずるよう努める。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 社会福祉法人すこやか福祉会 すこやか指定居宅介護支援事業所
- ② 所在地 福島市瀬上町字四斗蒔 1-1

(職員の種類、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種・員数および職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うために、専らその職務に専念するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

イ 管理者がその管理する本事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

ロ 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する本事業所の管理に支障がない場合に限る）

- ② 介護支援専門員 2名以上

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成等の業務を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①営業日

月曜日から土曜日とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

②営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

③電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法内容、および利用料その他費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法内容は主に次のとおりとする。

イ 居宅サービス計画作成

ロ 指定居宅サービス事業者等との連絡調整

ハ 介護保険施設等への紹介

ニ 利用者に対する相談援助業務

ホ 医療機関との連携

2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(介護報酬の告示上の額)によるものとする。

3 次条の通常の事業実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額とする。

イ 実施区域境界から1キロ当たり25円(距離数は往復)とする

4 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の実施地域は、福島市・伊達市(伊達、保原地区)の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 介護支援専門員等は、居宅介護支援業務中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(秘密保持および個人情報の利用)

第9条 本事業所の従事者は、「社会福祉法人すこやか福祉会個人情報保護に関する規程」(以下、「個人情報保護規定」という)に基づき、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を厳守しなければならない。また、異動・退職後も同様の扱いをするものとする。

2 本事業所の従事者は、その業務において利用者に関する情報を利用する場合には、個人情報保護規定に基づく範囲で利用するものとする。

(虐待防止)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第11条 提供した居宅介護支援に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置・担当者の配置・事実関係の調査の実施・改善措置・利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第12条 利用者に対する居宅介護支援により、本事業所の責に帰する賠償すべき事故が発生した場合には、当会の加入する施設の損害賠償保険等を活用し、損害賠償を速やかに行う。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 本事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおりに設け、業務体制を整備する。

イ 採用時研修 採用後1ヶ月以内

ロ 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者で無くなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を。従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人すこやか福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるとものとする。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この改正規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

この改正規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

この改正規程は、令和 5 年 4 月 11 日から施行する。

この改正規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

この改正規程は、令和 6 年 6 月 21 日から施行する。